

平成26年稲敷市農業委員会第2回総会

〔3月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 5 制限除外の農地の移動届出について
日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 7 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 8 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
日程 9 現況証明願いに対する証明書の交付について
日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程 10 議案第5号
日程 11 議案第6号
日程 12 議案第7号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 3番 | 蛭原 | 一君 | 19番 | 宮本 | 善助君 |
| 4番 | 村山 | 文雄君 | 20番 | 保科 | 進君 |
| 5番 | 篠崎 | 惣寿君 | 21番 | 清原 | 寿君 |
| 6番 | 松本 | 文雄君 | 22番 | 加納 | 昭君 |
| 7番 | 吉岡 | 一仁君 | 23番 | 飯塚 | 恒雄君 |
| 8番 | 川島 | 昇君 | 25番 | 濱田 | 昭一君 |
| 9番 | 小貫 | 和子君 | 26番 | 沖野谷 | 秀雄君 |
| 10番 | 千勝 | 忠君 | 27番 | 永長 | 秀敏君 |
| 11番 | 山崎 | 健一君 | 29番 | 遠藤 | 一行君 |
| 12番 | 坂本 | 富男君 | 30番 | 糸賀 | 泰夫君 |
| 14番 | 篠崎 | 文夫君 | 31番 | 山下 | 恭一君 |
| 13番 | 秋本 | 精一君 | 32番 | 高須 | 一郎君 |
| 16番 | 古澤 | 真和君 | | | |

欠席委員

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|----|
| 15番 | 坂本 | 一雄君 | 24番 | 飯田 | 稔君 |
| 28番 | 澤邊 | 雅之君 | | | |

出席説明委員

| | | |
|-------------|-----|----|
| 農業委員会事務局長 | 森川 | 春樹 |
| 農業委員会事務局長補佐 | 飯島 | 伸生 |
| 農業委員会事務局係長 | 井戸賀 | 輝行 |
| 農業委員会事務局主査 | 高橋 | 渉 |

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

3月17日（月） 農業会議第151回総会
於 水戸市 市町村会館
出席者 加納 昭、森川春樹事務局長

3月24日（月） 家族経営協定調印式
於 稲敷市役所 東庁舎
出席者 加納 昭会長

午後3時15分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成26年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は28名です。欠席委員は、8番、川島 昇委員、15番、坂本一雄委員、24番、飯田 稔委員、28番、澤邊雅之委員の4名であります。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、23番、飯塚恒雄委員、25番、濱田昭一委員、兩名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、本新、田1筆、14、793平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の権利移動を行うものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。議案の2ページから6ページになります。

受理番号1番から受理番号8番までを一括して報告いたします。

本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作しており農業委員会のあつせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましてはそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それで6ページをお開きください。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、松山字橋本、田1筆、446平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、鳩崎字新田、田1筆、4,971平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、曲淵字中割、田2筆、4,990平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

以上よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それで8ページをお開きください。

受理番号1番、下根本字下沼、田、1筆、48.36平方メートルでございますが、稲敷土地改良事務所が行う、基幹農道整備事業、板橋・伊佐津2期地区の作業用地として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第53条第5号に基づくものでございます。

受理番号2番、浮島字関谷、田、1筆、188平方メートルでございますが、申請地をレンコン加工施設として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1号に基づくものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明を願います。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がございますので事務局は、受理番号22番を除いて説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局長（井戸賀輝行君）9ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転17件、贈与による所有権移転3件、交換による所有権移転2件の計22件でございます。

受理番号1番、新橋字町田、田1筆、1,560平方メートルについてでございますが、

農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。1月29日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している認定農業者で農業経営面積は1,120アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター5台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、町田字前田ほか1地区、田4筆、計14,367平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。1月29日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は315アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、本新、田1筆、14,793平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。2月10日に農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻、露地野菜を作付している農業者で、農業経営面積は732アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター4台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、結佐字上結佐ほか1地区、田8筆、計12,023平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。1月20日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻、陸稲を作付している認定農業者で農業経営面積は1,421アール、農業従事日数は320日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター4台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり

り、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

10ページをお開き願います。

受理番号5番、境島字西浦、田1筆、2,443平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模を縮小するため、農地を売買するものであります。

受理番号6番、境島字西浦、田1筆、2,340平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模を縮小するため、農地を売買するものであります。

受理番号7番、境島字西浦、田1筆、1,080平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模を縮小するため、農地を売買するものであります。

受理番号8番、境島字西浦、田1筆、1,440平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模を縮小するため、農地を売買するものであります。

受理番号9番、境島字西浦、田1筆、1,440平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模を縮小するため、農地を売買するものであります。

11ページをお開き願います。

受理番号10番、境島字川脇、田1筆、694平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者へ譲渡するものであります。

受理番号11番、境島字西浦、田1筆、180平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模を縮小するため、農地を売買するものであります。

受理番号12番、中山字後畑、畑1筆、199平方メートルについてでございますが、渡人は耕作できないため、農地を売買するものであります。

受理番号13番、寺内字門前ほか1地区、畑4筆、田2筆、計6筆、計2,559平方メートルについてでございますが、渡人は相続した農地を耕作できないため、農地を売買するものであります。

受理番号14番、鳩崎字野原、田2筆、計1,398平方メートルについてでございますが、渡人は親戚へ売買するものであります。

12ページをお開き願います。

受理番号15番、太田字中郷、田1筆、181平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模を縮小するため、農地を売買するものであります。

受理番号16番、阿波崎字阿波崎ほか3地区、田10筆、畑4筆、計14筆、計17,051平方メートルについてでございますが、渡人は農業後継者へ贈与するものであります。

受理番号17番、阿波字阿波、田1筆、166平方メートルについてでございますが、渡人は相続財産管理人で、相続財産を処分するために売買するものであります。

13ページをお開き願います。

受理番号18番、西代字東田、田1筆、995平方メートルについてでございますが、渡人は耕作の利便性を向上させるため交換するものであります。

受理番号19番、西代字南田、田1筆、958平方メートルについてでございますが、

渡人は耕作の利便性を向上させるため交換するものであります。

受理番号20番、曲渕字中割、田2筆、4,990平方メートルについてでございますが、渡人は隣接地の所有者へ譲渡するものであります。

受理番号21番、幸田字立波、田1筆、1,695平方メートルについてでございますが、渡人は隣接地の所有者へ譲渡するものであります。

以上21件の調査の結果については、全て報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から受理番号21番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番から4番につきましては農林振興公社の案件ですから調査報告を省略いたします。受理番号5番から受理番号11番について関口委員より報告をお願いいたします。

○2番（関口邦子雄君）2番関口です。受理番号5番から7番についてご報告いたします。さる3月20日、保科委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター5台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機4台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は244アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。続きまして、2番関口です。

受理番号8番について報告いたします。3月19日、保科委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は541アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。続きまして、2番関口です。

受理番号9番について報告いたします。3月19日、保科委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機4台を所有しております。農作業従事日数は300日であります。経営面積は1,056アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。続きまして、2番関口です。

受理番号10番について報告いたします。3月19日、保科委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機

1台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は143アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。続きまして、2番関口です。

受理番号11番について報告いたします。3月23日、保科委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は114アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号12番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○29番（遠藤一行君）29番遠藤です。受理番号12番について報告いたします。3月19日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は約357アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま川島委員が出席いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君）次に続きまして受理番号13番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○4番（村山文雄君）4番村山です。受理番号13番について調査報告いたします。3月20日に古澤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、ブルーベリーを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は180日であります。経営面積は204アールであります。申請地は現在休耕地になっておりますが受入から耕作の復元計画書が提出されています。その結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号14番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○19番（宮本善助君）19番宮本です。受理番号14番について報告いたします。さる3月23日、受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター、田植機、コンバインそれぞれ1台を所有しております。書いてありませんが軽トラック1台を所有しています。農作業従事日数は120日であります。経営面積は147アールであります。調査

の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号15番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号15番について報告いたします。3月20日、古澤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は307アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号16番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。受理番号16番について報告いたします。3月20日、蛭原委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、野菜などを栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は60日であります。経営面積は21.29アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号17番について、秋本委員より報告をお願いいたします。

○13番（秋本精一君）13番秋本です。受理番号17番について報告いたします。3月21日、井戸賀吉男委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、ネギなどを栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しており、コンバインは借入れとなっております。農作業従事日数は300日であります。経営面積は136アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号18番から19番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号18番について報告いたします。3月20日、関口委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター、田植機、コンバイン各1台、あと調整はカントリーエレベーターを使っております。農作業従事日数は150日、経営面積は416アール。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。つづきまして19番を報告いたします。3月20日、関口委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を所有しており

ます。農作業従事日数は150日、経営面積は196アール。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号20番について、私加納より報告いたします。

○22番（加納 昭君）22番加納です。受理番号20番について報告いたします。3月21日、坂本富男委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻と自家消費野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン各1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は250日、経営面積は95.4アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号21番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番飯塚です。受理番号21番について報告いたします。3月20日、沖野谷委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機をそれぞれ1台を所有しております。農作業従事日数は130日であります。経営面積は201アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了します。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）つづきまして議案第1号、受理番号22番ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に小貫和子委員が該当しますので、9番小貫和子委員の退席を求めます。

〔小貫和子委員退室〕

○議長（加納 昭君）それでは事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局長（井戸賀輝行君）14ページをお開き願います。

受理番号22番、浮島字大田辺、畑4筆、雑種地、現況畑1筆、計5筆、計2,289

平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者へ売買するものであります。

調査の結果については報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号22番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま、事務局の説明でしたが調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号22番について、宮本 昇委員より報告をお願いします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号22番について報告いたします。3月22日、高須委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコン等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター12台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は590アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」受理番号22番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了いたしましたので9番小貫和子委員の入室を許可いたします。

〔小貫和子委員入室〕

日程 6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）15ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でござ

います。

受理番号1番、押砂字前通、畑1筆、田1筆、計2筆、計1,011平方メートルについてでございますが、申請人は太陽光発電事業施設に転用するものであります。太陽光発電事業施設は平成26年2月13日に発電出力33キロワットで経済産業省の認定を受け、最大出力250ワットの太陽光モジュール162枚を架台で設置し、5.5キロワット出力のパワーコンディショナー6台を設置することで、最大出力33キロワットとなっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外地であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、「茨城県農地法関係の事務処理要項」の農地転用許可基準に該当しないものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でしたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号1番について、さる20日、加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく太陽光発電施設用地として利用するものであります。申請内容については申請書のとおりで、農地転用許可基準を満たしておらず、不許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

○議長（加納 昭君）ここで休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（加納 昭君）再開いたします。

これより、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成少数であります。

よって本案は、不許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）16ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、浮島字大田部、畑10筆、計2,964平方メートルについてでございますが、申請者は販売業を営む法人で、コンビニエンスストアを建築するものであります。コンビニエンスストアは鉄骨造平屋建て、建築面積199.53平方メートル、及び28.06平方メートルの2棟、上水は公共水道、下水は公共下水道、雨水排水は敷地外の水路へ放流する計画です。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外地であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

17ページをお開き願います。

受理番号2番、江戸崎字新山、畑1筆、395平方メートルについてでございますが、受人は自己用住宅を建築するものであります。自己住宅は木造二階建て、延床面積113.44平方メートル、上水は井戸、下水は公共下水道、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、上根本字羽黒下、田2筆、計313平方メートルについてでございますが、受人は農家住宅敷地として利用するものであります。農家住宅敷地は、既存の宅地も含め935.74平方メートル、うち農地は313平方メートルとなっております。自己住宅は木造二階建て、延床面積183平方メートル、上水は公共水道、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域除外地であり、土地改良区域除外申請中であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第3号、受理番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号1番について小貫委員より報告をお願いいたします。

○9番（小貫和子君） 9番小貫です。受理番号1番について、さる20日、宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく店舗用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もいたしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君）31番山下です。受理番号2番について、さる20日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号3番について、吉岡委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉岡一仁君）7番吉岡です。受理番号3番について、さる20日、山口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく農家住宅用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○10番（千勝 忠君）10番千勝です。受理番号2番、3番ですが、自己用住宅と農家住宅ではどのように違うのですか。

○議長（加納 昭君）はい、事務局。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行昭君）はい、事務局から回答いたします。まず基本的に面積要件で自己住宅は500平方メートル上限で、農家住宅になると作業スペースが必要になるため1,000平方メートルまでとなります。それからこちらは、市街化調整区域になりますので開発の許可が必要になります。開発の許可も同じように自己住宅500平方メートル、農家住宅1,000平方メートル上限の縛りがあります。その面積要件の違いです。以上です。よろしくお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、その他質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する
進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 18ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見決定について」でございます。ここで議案書の訂正をお願いします。調査委員の山崎健一委員を清原寿委員に訂正をお願いします。

受理番号1番、犬塚字荒野原、畑2筆、25,081平方メートルの内1,914.93平方メートルについてでございますが、展示場整備の為の進入路として一時転用の許可を受け利用されております。展示場整備が予定期間内に完了しないことが見込まれる為、一時転用の期間を延長するものであります。完了しない理由につきましては、搬入残土の種類が茨城県の廃棄物対策課により制限され、良質残土のみで展示場の埋立て工事を行う為、今後5年以上かかると思われます。なお、進入路の一時転用は廃棄物対策課の許可期限に合わせての申請となりますので原則1年毎の更新となります。申請地は、市街化調整区域で農振農用地 区域外であり土地改良 区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当し問題はないものと考えられます。なお、茨城県の埋立条例及び土地開発指導要綱の期間延長も既に提出されております。以上で議案第4号受理番号1番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君） 31番山下です。受理番号1番について、さる20日、清原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく一時転用の事業期間を延長するものであり周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する

進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成少数と認めます。

よって本案は、許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君）19ページをお開き願います。

議案第5号「現況証明願に対する証明書の交付について」、非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、阿波崎字原山、畑1筆、134平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前よりゴルフ場の敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号1番について、永長委員より報告をお願いします。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。受理番号1番について、さる20日、蛭原委員と飯塚委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前からゴルフ場の進入路敷地として利用されており国土院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐(飯島伸生君) よろしくお願ひします。20ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、16件、54筆、152,740平方メートル、再設定が21件、68筆、139,264平方メートル、合計37件、122筆、292,004平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、釜井字前田、田1筆、505平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積4,077アールの水稲を作付けする農業生産法人です。

受理番号2番、鳩崎字余郷入、田2筆、7,400平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、

受理番号3番、鳩崎字余郷入、田、1筆、5,993平方メートル、

受理番号4番、鳩崎字余郷入、田、1筆、6,008平方メートル、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、1俵、いずれの3件の設定を受ける者は、経営面積280アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、180日の農業者です。

受理番号5番、八筋川字八郎田、田2筆、田、10,177平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,056アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号6番、三島字中蒲、田2筆、2,121平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、18,000円、設定を受ける者は、経営面積1,162アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、270日の農業者です。

21ページをお願いします。

受理番号7番、上之島字上ノ島ほか2地区、田9筆、20,431平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受

ける者は、経営面積2,017アールの水稲を作付けする農業生産法人です。

受理番号8番、柴崎字寺地下ほか6地区、田13筆、33,130平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が9年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,707アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号9番、市崎字丑新田、田1筆、原野で現況、田3筆、計4筆、12,090平方メートル、新規設定で、利用目的が、牧草、期間が3年、小作料は10アール当たり、30,000円、設定を受ける者は、経営面積626アールの水稲を作付けする農業生産法人です。

受理番号10番、本新、田3筆、畑1筆、計4筆、19,700平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,574アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号11番、太田字堀込、田1筆、2,488平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2表、設定を受ける者は、経営面積325アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号12番、八筋川字ト杭、田3筆、5,754平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積766アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号13番、鳩崎字薪田、田1筆、4,971平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積130アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の農業者です。

受理番号14番、八千石字八千石、田2筆、2,118平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,784アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号15番、下根本字天神下ほか1地区、田5筆、11,759平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積183アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の農業者です。

23ページをお願いします。

受理番号16番、上須田字上須田、田3筆、8,095平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,509アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号17番から37番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権転貸)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） 28ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は、再設定が、6件、14筆、27,161平方メートル、稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番から6番については、再設定ですので詳細につきましては議案のとおりです。

以上ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成26年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦勞様でした。

午後4時17分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議長 加納 昭 ㊟

23番委員 飯塚 恒雄 ㊟

25番委員 濱田 昭一 ㊟